

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 愛知県 | | 国 | |
|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 1人当たり平均支給額(26年度) | | - | |
| 1,703 千円 | | | |
| (26年度支給割合) | | (26年度支給割合) | |
| 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 2.6 月分 | 1.5 月分 | 2.6 月分 | 1.5 月分 |
| (1.45) 月分 | (0.70) 月分 | (1.45) 月分 | (0.70) 月分 |
| (加算措置の状況) | | (加算措置の状況) | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | |
| ・役職加算 3~20% | | ・役職加算 5~20% | |
| ・管理職加算 4~25% | | ・管理職加算 10~25% | |

備考 ()内は、再任用制度に基づく短時間勤務職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務成績の反映については、前年度の人事評価制度の評価結果を活用して成績率に反映しています。
 なお、平成27年度の成績率の状況は次のとおりです。

| | 最上位 | 上位 | 標準 | 下位 | 最下位 |
|-----|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-------|
| 成績率 | 103.5/100 ~80.0/100 | 98.5/100 ~77.5/100 | 93.5/100 ~74.0/100 | 46.75/100 ~37.0/100 | 0/100 |

備考 管理職員と管理職員以外の職員では、適用される成績率が異なります。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

| 愛知県 | | | 国 | | |
|------------|---------------------------|-------------|----------|---------------------------|-------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続20年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 | 勤続20年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 |
| 勤続25年 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 | 勤続25年 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 |
| 勤続35年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 | 勤続35年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 |
| 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 | 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) | | その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | 640 千円 | 23,799 千円 | | | |

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成27年4月1日現在)

| | | | |
|--|-------|------------|------------------|
| 支給実績(平成26年度決算) | | 21,586,592 | 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算) | | 310,974 | 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度(支給率) |
| 東京都特別区 | 18 % | 38 人 | 18 % |
| 医師 | 15 % | 72 人 | 15 % |
| 東京都府中市 | 13 % | 1 人 | 13 % |
| 日進市 | 8.5 % | 497 人 | 15 % |
| 名古屋市、刈谷市、豊田市 | 8.5 % | 28,646 人 | 13 % |
| 豊明市 | 8.5 % | 375 人 | 11 % |
| 西尾市、知多市 | 8.5 % | 2,002 人 | 7 % |
| 瀬戸市、碧南市、大府市、尾張旭市 | 8.5 % | 2,801 人 | 6 % |
| 知立市、清須市、みよし市、長久手市 | 8.5 % | 2,385 人 | 5 % |
| 岡崎市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、稲沢市、東海市、岩倉市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町 | 8.5 % | 16,053 人 | 4 % |
| 豊橋市、一宮市、半田市、小牧市 | 8.5 % | 10,007 人 | 3 % |
| 豊川市、田原市 | 8.5 % | 2,274 人 | 2 % |
| 常滑市、大口町、扶桑町、飛島村、阿久比町、東浦町 | 8.5 % | 1,390 人 | 1 % |
| その他の県内市町村 | 8.5 % | 2,962 人 | 0 % |
| 仙台市 | 6 % | 7 人 | 6 % |
| 静岡市 | 6 % | 1 人 | 6 % |
| 岐阜市 | 4 % | 1 人 | 4 % |
| 上記以外の市町村 | 0 % | 22 人 | 0 % |
| 平均支給率 | 8.5 % | — | 9.0 % |
| 地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数) | | | 100.4 (100.9) |

備考1 支給職員1人当たり平均支給年額は、平成26年度決算額を平成26年4月の支給職員数で除したものです。

2 「平均支給率」は、一般行政職の職員に当てはめて加重平均し算出した率です。

3 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。
(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

| | | |
|---------------------------|-----------|----|
| 支給実績(平成26年度決算) | 3,675,736 | 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算) | 124,289 | 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度) | 42.6 | % |
| 手当の種類(手当数) | 18 | 手当 |

備考1 手当支給職員の割合は平成26年4月の状況です。

2 平均支給年額は、平成26年度決算額を平成26年4月の支給職員数で除したものです。

● 具体的な特殊勤務手当の種類 (別紙「特殊勤務手当一覧表」へ)

(5) 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|---------------|
| 支給実績（平成26年度決算） | 12,614,163 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算） | 520 千円 |
| 支給実績（平成25年度決算） | 12,420,292 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） | 514 千円 |

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）です。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (平成26年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算) |
|---------|--|----------|--|--------------------|-----------------------------------|
| 扶養手当 | 【扶養親族のある職員に支給】 ア 配偶者15,100円 イ 配偶者以外6,500円 (配偶者のない場合の1人目は11,000円) (高校生及び大学生等の子については1人につき5,200円加算) | 異 | ア 配偶者 13,000円 (高校生等の 加算額5,000円) 他は同じ | 7,515,110 千円 | 257,059 円 |
| 住居手当 | 【自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給】 ア 家賃が月額23,000円以下 …家賃の月額-12,000円 イ 家賃が月額23,000円超 …(家賃の月額-23,000円) ×1/2+11,000円 | 同 | — | 4,360,359 千円 | 320,003 円 |
| 初任給調整手当 | ア 【医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員に支給】 249,800円 又は 183,700円 イ 【医師又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前記アに掲げる職を除く)に採用された職員に支給】 50,300円 (ア、イともに支給期間は35年間で、一定期間経過後、1年経過することにより一定額を減じて支給) | 同 | — | 77,379 千円 | 1,381,768 円 |
| 通勤手当 | ア 【通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員に支給】 イ 【通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ウ 【通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員に支給】 ただし、アイウともに、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く ・交通機関の運賃… 全額 ・自動車等… 距離区分に応じて2,400円～35,200円 | 異 | 交通機関の運賃 上限55,000円/月 自動車等 距離区分に応じて 2,000円 ～31,600円 | 7,856,260 千円 | 126,418 円 |
| 単身赴任手当 | 【異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動後の公署に通勤することが基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給】 26,000円 (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員は、交通距離に応じて6,000円～58,000円加算) | 同 | — | 56,814 千円 | 334,200 円 |
| 管理職手当 | 【管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定するものに在職する職員に支給】 職責に応じて41,700円～146,400円 | — | — | 4,320,740 千円 | 875,175 円 |
| 特地勤務手当 | 【離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として規則で定めるものに勤務する職員に支給】 (給料の月額+扶養手当の月額) ×4/100～12/100 | 同 | ただし、16/100～25/100の地域あり | 10,693 千円 | 154,971 円 |
| へき地手当 | 【交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び高等学校並びに共同調理場で規則で指定するもの並びにこれらの地域に準ずる地域に所在する小学校、中学校及び高等学校並びに共同調理場のうち規則で指定するものに勤務する職員に支給】 (給料の月額+扶養手当の月額) ×4/100～12/100 | — | — | 47,789 千円 | 142,654 円 |

| | | | | | |
|-------------|--|---|---|--------------|-----------|
| 定時制通信教育手当 | 【定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する職員に支給】 給料月額に7/100(管理職手当受給者4/100)を乗じて得た額 | — | — | 152,138 千円 | 331,455 円 |
| 産業教育手当 | 【農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校に勤務する職員に支給】 給料月額×7/100(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、3/100) | — | — | 317,723 千円 | 350,688 円 |
| 義務教育等教員特別手当 | 【義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給】 適用給料表、職務の級及び号給に応じ2,000円～8,000円 | — | — | 2,980,458 千円 | 68,276 円 |
| 農林漁業普及指導手当 | 【農業改良助長法第八条第二項各号に掲げる事務に従事する普及指導員、森林法第八十七条第二項各号に掲げる事務に従事する林業普及指導員、水産基本法第二十七条に規定する普及事業を推進する事務に従事する職員に支給】 給料の月額×8/100(上限25,000円) | — | — | 58,899 千円 | 287,312 円 |
| 宿日直手当 | 【宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給】 勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては20,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては5,100～7,600円)ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、それらの額に50/100を乗じて得た額 | 異 | 特殊な業務 5,900円・7,200円 常直 21,000円 他は同じ | 1,237,281 千円 | 222,413 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 【管理職手当を受ける職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合に支給】 ア 週休日等 勤務1日につき管理職手当の支給区分等に応じ4,000円～15,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、この額150/100を乗じて得た額) イ 平日深夜 勤務1日につき管理職手当の支給区分に応じ2,000円～6,000円 | 異 | ア 6,000円 ～18,000円 イ 3,000円 ～6,000円 | 50,483 千円 | 515,133 円 |
| 夜間勤務手当 | 【正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×25/100 | 同 | — | 1,268,061 千円 | 178,953 円 |
| 休日勤務手当 | 【休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給】 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額×135/100 | 同 | — | 683,500 千円 | 201,563 円 |

備考 支給職員1人当たり平均支給年額は、平成26年度決算額を平成26年4月の支給職員数で除したものです。

別紙 特殊勤務手当一覧表

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する 支給単価 |
|--------------|--|---|------------------------------|
| 税務手当 | 県税事務所で主として賦課徴収、滞納処分業務に従事する者(管理職手当受給者除く) | 賦課徴収、滞納処分の業務 | 月額 18,000 円 |
| | 税務職員(主として県税の賦課徴収、滞納処分業務に従事する者を除く。) | 在勤公署を離れて行う賦課徴収、滞納処分、犯則事件の調査の特に困難な業務 | 日額 1,400 円 |
| | | 賦課徴収業務のうち、相手方と直接接して行う困難な業務 | 日額 700 円 |
| 取締業務手当 | 防災局消防保安課、東三河総局、県民事務所の職員 警察職員(火薬取締業務のみ) | 火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく保安検査業務等 | 日額 260 円 |
| | 環境部、東三河総局、県民事務所、環境調査センターの職員 | 法に基づく公害取締のための立入検査業務等 | 日額 290 円 |
| | 東三河総局、県民事務所の職員 | 浄化槽検査のための汚物採取業務 | 日額 270 円 |
| | 農林水産部水産課の職員 | 海上で行う漁業取締業務 | 日額 550 円 |
| 実技訓練 指導手当 | 農業大学の職員(管理職手当受給者除く)で農業の実習指導の業務に常時従事するもの | 常時従事する農業の実習指導の業務 | 月額 23,000 円 |
| | 消防学校の職員 | 消防操法、消防救助操法の指導業務 | 日額 360 円 |
| 社会福祉 業務手当 | 福祉相談センター等の児童福祉司、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、地区担当員、査察指導員 管理職手当受給職員 | 福祉に関する業務 要保護者に接して行う相談、調査、指導業務等 | 月額 11,400 円 日額 600 円 |
| | 福祉相談センター、コロニー、女性相談センター等の心理判定員、相談員、看護師、指導員 管理職手当受給者、相談員 | 福祉に関する業務 要保護者に接して行う相談、調査、指導業務等 | 月額 7,800 円 日額 430 円 |
| | 健康福祉部障害福祉課、保健所、精神保健福祉センターの職員 | 精神保健福祉に関する調査、診察、指導業務等 | 日額 300 円 (医(三)適用者 260 円) |
| | 健康福祉部各課、保健所、コロニー中央病院、衛生研究所の職員(医(一)適用職員を除く) | 感染症汚染区域内で行う感染者の救護や物件の処理等の業務 | 日額 290 円 |
| 防疫検査手当 | 保健所、衛生研究所の職員 | 感染症の病原体検索の試験検査、ふん便検査等の業務 | 日額 290 円 |
| | 支給対象作業に従事する職員 | 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの病原体汚染区域内で行う家畜の処理等の作業 | 日額 380 円 |
| | 農林水産部畜産課の職員 | 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ以外の家畜伝染病に係る防疫の作業 | 日額 290 円 |
| | 家畜保健衛生所の獣医師 | 牛海绵状脳症に係る検査のための検体採取の作業 | 日額 290 円 |
| | 保健所、コロニーの診療放射線技師等 上記以外の職員 | エックス線等照射の業務 治療、検査又は試験研究で放射線を使用する業務(月 100 マイクロシーベルト以上被ばく) | 日額 350 円 |
| 危険物取扱 手当 | 保健所、各種研究所等の職員、肥料検査員 | 毒物、劇物、有機溶剤を使用する試験検査等 | 日額 270 円 (呼吸用保護具使用 290 円) |

| | | | |
|---------------|---|---|---|
| 危険物取扱 手当 | 警察職員 | 爆発物等の処理作業 | 1 回 5,200 円 |
| | | 毒物等の危険物のある区域内での見分等の作業 | 日額 250 円 |
| | | サリン等の特殊危険物質等の処理作業 | 1 回 2,600 円 (心身に著しい負担を与える作業 4,600 円) |
| | | サリン等の特殊危険物質等による被害発生の危険がある区域内の作業 | 日額 250 円 |
| | | 夜間の緊急呼出により公署を離れて行う爆発物等の処理等の作業 (管理職手当受給職員を除く) | 1 回 1,240 円 (加算) |
| 動物処理手当 | 健康福祉部、保健所、衛生研究所のと畜検査員 | とさつ検査等 | 日額 750 円 |
| | 農業総合試験場の職員 | と畜を処理する作業 | |
| | 健康福祉部、動物保護管理センターの狂犬病予防員 | 狂犬病の予防のための犬の検診又は捕獲の作業 | 日額 290 円 |
| | 畜産総合センターの職員 | 成牛、成豚を管理する作業 | 日額 230 円 |
| 深夜特殊業務 等手当 | 防災局消防保安課防災航空担当の職員 | 防災業務で深夜に行われる業務 | 1 回 410~1,100 円 |
| | 西三河農林水産事務所 (用水管理課岩倉管理所又は細川管理所) の職員 | 取水作業等で深夜に行われる作業 | |
| | 警察職員 | 捜査等で深夜に行われる業務 | |
| | コロニー、西三河福祉相談センター、愛知学園の看護師、准看護師、看護見習職員、児童指導員、生活指導員、保育士又は現業職員 | 看護師、准看護師が行う看護、介護等の業務で深夜に行われる業務 看護見習職員、児童指導員、生活指導員、保育士又は現業職員が行う看護、介護等で深夜に行われる業務 | 1 回 2,000~6,800 円 1 回 1,500~5,100 円 |
| 死体処理手当 | 警察職員 (検視官) | 死体検視等の作業 | 1 体 3,200 円 |
| | 警察職員 (検視官以外) | 死体の処理、解剖補助の作業等 | 1 体 1,600 円 (異常死体等の場合 3,200 円) |
| 特殊現場 作業手当 | 衛生研究所、三谷水産高校実習船に乗船する職員 | -20℃以下の貯蔵室等の室内における業務・作業 | 日額 270 円 |
| | あいち産業科学技術総合センターの職員 | 鋳鉄溶解作業等 (3h 以上従事) | |
| | 農業総合試験場の職員 | 温室等の室内における作業等 (30℃、湿度 90%以上、4h 以上従事) | |
| | 三谷水産高校実習船に乗船する職員 | 機関室内における作業 (40℃以上、2h 以上従事) | |
| | 畜産総合センターの職員 | 不整地又は傾斜地で大型、小型特殊自動車を運転して行う作業 | 日額 270 円 |
| | 水産試験場、三谷水産高校実習船に乗船する職員、警察本部警備部機動隊 (潜水隊員) | 潜水器具を着用して行う作業 | 時間 310 円 (潜水深度 20 メートルを超える場合 780 円) |
| | | 水温が 10℃以下の場合においてウェットスーツを着用して行う作業 | 時間 155~390 円 (加算) |
| | 建設部、建設事務所その他特定課室の職員 | 10 メートル以上の高所の不安定な足場で行う作業 | 日額 220 円 (30 メートル以上の高所作業の場合 520 円) |
| 建設事務所、港務所の職員 | 橋脚の基礎工事等において、水面下 4 メートル以上の深所で行う作業 | 日額 220 円 | |

| | | | |
|----------------|---|---|---|
| 特殊現場 作業手当 | 建設事務所の職員 | 空気が圧搾された状態において行う工事指導監督 | 時間 210 円 (気圧が 0.2 メガパスカル 以上の場合 560 円) |
| | 建設事務所、農林水産事務所の職員 | トンネルの坑内で行う作業 | 日額 560 円 |
| | 建設事務所の職員 | 供用中の流域下水道の管渠内で行う作業 | 日額 270 円 |
| 用地交渉等 手当 | 建設部、建設事務所、その他特定課 室の職員 | 用地の取得、補償等に関して面接して交渉する業 務 | 日額 1,000 円 (夜間業務時 1,500 円) |
| | 振興部航空対策課の職員 | 漁業権等の消滅、補償に関して面接して交渉する 業務 | 日額 1,000 円 (夜間業務時 1,500 円) |
| | 建設部、建設事務所、その他特定課 室の職員 | 県有地又は道路等の境界確認に関して現地交渉 する業務 | 日額 1,000 円 |
| | | 事業施行に伴って生じる損失補償に関して面接し て交渉する業務 | 日額 1,000 円 (夜間業務時 1,500 円) |
| | 建設部公営住宅課、建設事務所の職 員 | 県営住宅建替等に関し入居者と面接して交渉する 業務 | 日額 1,000 円 |
| 災害応急作業 等手当 | 建設部特定課室、建設事務所、港務 所の職員 | 重大な自然災害時に河川、道路、港湾等を巡回し て監視する作業 | 日額 710 円 (夜間作業時 1,065 円) |
| | | 重大な自然災害時に河川、道路、港湾等で行う応 急作業等 | 日額 1,080 円 (夜間作業時 1,620 円) |
| | 警察職員 | 重大な自然災害又は事故災害時に捜索救助等の作 業に 2 日以上従事したとき | 日額 840 円 (危険区域等 1,680 円) |
| | 支給対象作業に従事する職員 | 東日本大震災に対処するために警戒区域等におい て行う作業 | 日額 660 円～13,300 円 |
| 多学年学級 担当手当 | 小学校又は中学校の教諭等（給料調 整額・管理職手当受給者除く） | 二つの学年の児童又は生徒で編制される学級の授 業又は指導の業務 | 日額 300 円 |
| 教員特殊 業務手当 | 小学校、中学校、高等学校、特別支 援学校に勤務する教(一)の 1 級・2 級、教(二)の 1 級～特 2 級の職員 | 非常災害時における緊急の児童、生徒の保護又は 防災、復旧の業務 | 日額 8,000 円 (甚大な非常災害時 16,000 円) |
| | | 児童、生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の救急業務 | 日額 7,500 円 |
| | | 児童、生徒に対する緊急の補導業務 | 日額 7,500 円 |
| | | 修学旅行、林間学校等の行事において児童、生徒 を引率して行う指導の業務で宿泊を要するもの | 日額 4,250 円 |
| | | 対外運動競技等引率(宿泊を要するもの又は週休 日、休日等に行うもの) | 日額 3,000 円 |
| | | 部活動等指導(週休日等又はこれら以外の相当日 に行うもの) | 日額 900 円 |
| | | 入学試験の監督等の業務で、週休日等に行うもの | 日額 900 円 |
| 教育業務連絡 指導手当 | 小学校、中学校、高等学校、特別支 援学校の教諭、養護教諭又は栄養教 諭のうち教育委員会が定める主任等 | 教務主任、学年主任、校務主任等の業務に従事し た場合 | 日額 200 円 |
| 警察業務手当 | 警察職員(私服勤務員) | 犯罪の予防、捜査その他の業務 | 日額 450 円 |
| | 警察職員 | 特別捜査本部における犯罪の捜査の業務(管理職 手当受給者除く) | 日額 860 円 |
| | | 交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締り 又は警らの業務 | 日額 450 円 |
| | | 交通取締用自動車(自二除く)又は無線自動車に乗 車して行う交通取締り又は警らの業務 | 日額 350 円 |
| | | 交通のふくそうする地域における交通の整理及び 取締りの業務 | 日額 350 円 (高速道路で行われる場合 460 円) |

| | | | | |
|--|--|---|--|---------------------|
| 警察業務手当 | 警察本部刑事部捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所勤務職員又は警察署の犯罪鑑識の業務に従事する職員 | 指紋、手口、写真等を利用して行う犯罪鑑識の業務 | 日額 280 円 (犯罪現場で行われる場合 420 円) | |
| | 総務部留置管理課、警察署、警察本部各部の職員 | 留置施設等において行う看守若しくは保護の業務又は被疑者を護送する業務 | 日額 250 円 | |
| | 地域警察官 | 警らの業務 (バトカー使用除く) | 日額 280 円 | |
| | 警察職員 | 皇族等の警衛又は内閣総理大臣等の警護の業務 (管理職手当受給者を除く) | | 日額 640～1,150 円 |
| | | 核物質を輸送する車両に追従し、又は先導して行う輸送警備の業務 | | 日額 640 円 |
| | | 海外における犯罪捜査に関する情報収集業務(管理職手当受給者除く) | | 日額 1,100 円 |
| | | 夜間の緊急呼出により公署を離れて行う犯罪の予防、捜査その他の業務 (管理職手当受給者除く) | | 1 回 1,240 円 (加算) |
| 防弾装備を装着し、武器を携帯して行う銃器使用犯罪現場等での業務 (管理職手当受給者除く) | | | 日額 370～1,190 円 (加算) | |
| | 遠隔地にある離島の周辺の海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒の業務 | | 日額 1,100 円 | |
| 航空手当 | 航空法に規定する技能証明を有する警察職員 | ヘリコプターの操縦 | 時間 3,600 円 (公安職給料表 5 級以上の者 5,100 円) | |
| | | ヘリコプターの整備 | 時間 2,200 円 | |
| | 防災局消防保安課の職員又は警察職員 | 防災の活動、警戒の作業等のためにヘリコプターに搭乗して行う作業 | 時間 1,490 円 | |
| | | 気象条件、地形障害等により運航が危険と認められる場合等 | 時間 400～500 円 (加算) | |
| | 飛行中のヘリコプターから降下した場合 | 日額 870 円 (加算) | | |
| 国際緊急援助手当 | 警察職員 | 国際緊急援助隊として同援助活動の業務に海外の地域において従事した場合 | 日額 4,000 円 (心身に著しい負担を与える業務 6,000 円又は 8,000 円) | |